

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成24年四日市市規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定特定相談支援事業者の指定等)</p> <p>第18条 法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定申請及び<u>法第51条の21第1項の規定による指定の更新申請は、指定特定相談支援事業者指定(更新)申請書(第27号様式)により行うものとする。</u></p> <p>2 市長は、厚生労働大臣が定める指定基準(以下「指定基準」という。)に基づき審査を行い、前項の申請について<u>指定及び指定の更新</u>を決定したときは、<u>指定特定相談支援事業者指定(更新)通知書(第28号様式)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、指定基準に基づき審査を行い、第1項の申請について<u>指定及び指定の更新</u>の却下を決定したときは、<u>指定特定相談支援事業者指定(更新)却下通知書(第29号様式)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(指定特定相談支援事業者の指定等)</p> <p>第18条 法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定申請は、<u>指定特定相談支援事業者指定申請書(第27号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>2 市長は、厚生労働大臣が定める指定基準(以下「指定基準」という。)に基づき審査を行い、前項の申請について指定を決定したときは、<u>指定特定相談支援事業者指定通知書(第28号様式)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、指定基準に基づき審査を行い、第1項の申請について<u>指定の却下</u>を決定したときは、<u>指定特定相談支援事業者指定却下通知書(第29号様式)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>

4 第2項の指定及び指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所、施設等の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

4 第2項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所、施設等の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

第27号様式を次のように改める。

受付番号	
------	--

指定特定相談支援事業者指定（更新）申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者に係る指定（更新）を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 設置者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —)	
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ氏名
	代表者の住所		(郵便番号 —)	
指定 する事業の 種類 (更新)を受けよう	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地		(郵便番号 —)	
	事業の種類	実施事業	指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日	様式
	特定相談支援事業			備考
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号				指定年月日
既に地域相談支援事業（地域移行支援）の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号				指定年月日
既に地域相談支援事業（地域定着支援）の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号				指定年月日
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号				指定年月日
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号				指定年月日

(備考)

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄には、今回申請（更新）をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 「指定（更新）申請をする事業の事業開始予定年月日」欄には、更新申請の場合、更新予定年月日を記載してください。

(障害福祉課)

第 28 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

指定特定相談支援事業者指定（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった指定特定相談支援事業者の指定（更新）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 2 0 第 1 項（更新の場合においては、同法第 5 1 条の 2 1 第 1 項）に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

指定（更新）を決定します。

事業者名

事業所名

所在地

事業所番号

指定年月日

有効期間

種類

第 29 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

指定特定相談支援事業者指定（更新）却下通知書

年 月 日付けで申請のあった指定特定相談支援事業者の指定（更新）については、下記のとおり却下したので通知します。

記

指定（更新）を却下する。

却下理由

（教示事項）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部障害福祉課)